

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 深津 栄一

1 日 時

平成26年3月20日（木） 午後2時02分から
午後4時17分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

深津栄一、三浦正臣、油布勝秀、御手洗吉生、桜木博、井上伸史、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

吉富幸吉

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

農林水産部長 工藤利明 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを賛成多数をもって決定した。
- (2) 第6号議案から第9号議案まで、第40号議案、第42号議案及び第43号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。第1号議案のうち本委員会関係部分、第44号議案及び第45号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。
継続請願30については、不採択すべきものと賛成少数をもって決定した。
- (3) おおいた農山漁村活性化戦略2005「アクションプラン2014」について及び豚流行性下痢（PED）への対応についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主任 安達佑也
政策調査課調査広報班 主査 三重野大

農林水産委員会次第

日時：平成26年3月20日（木）14：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

(1) 合議案件の審査

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成26年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 40号議案 平成26年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

第 43号議案 大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

第 6号議案 平成26年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 7号議案 平成26年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 8号議案 平成26年度大分県就農支援資金特別会計予算

第 9号議案 平成26年度大分県県営林事業特別会計予算

第 42号議案 権利の放棄について

第 44号議案 大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 45号議案 大分県漁港管理条例の一部改正について

継続請願 30 TPP交渉から撤退を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①おおいた農山漁村活性化戦略2005「アクションプラン2014」について

②国営大野川上流土地改良事業について

③久木野尾川地区用水対策竣工式について

④先進的林業機械（高性能タワーヤーダ）の導入について

⑤豊前海のカキ養殖について

⑥豚流行性下痢（PED）への対応について

(4) その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

深津委員長 ただいまから、農林水産委員会の開催をいたしますが、その前に皆さんにはこの1年間本当にお世話になりました。きょうは最後の委員会ということもありまして、いろいろな提案が出る予定になっております。ぜひ執行部の皆さんには、丁寧な、また、意義のある充実した委員会になることをお願いします。

きょうは、吉富委員が体調の都合で欠席をいたしております。井上委員と油布委員はおくれて参ります。ただいまより始めさせていただきますと思います。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、ご了承願いたいと思います。

本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案10件と、継続請願1件及び合い議案件が、総務企画委員会から1件であります。

この際、案件全部を一括議題といたしまして、これより農林水産部関係の審査に入らせていただきます。

まず、合い議案件の審査ですが、総務企画委員会から合い議のありました第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

小石農林水産企画課長 第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、農林水産部関係分についてご説明いたします。

お手元の農林水産委員会資料によりご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

本改正は、4月1日からの消費税率の改定に伴いまして、使用料及び手数料の額の見直しを行うものでございます。見直しに当たりましては、例えば農業大学校の事務など法律に基づく役務の提供や、個別法の規定により非課税とされているものを除いた項目について、消費税引き上げ分を適正に転嫁するよう再算定しております。該当する改正案件は2にお示ししていますように、使用料が2施設、林業研修所と県民の森でございます。手数料が3事務となっております。条例の改正文ではわかりづらい部分もありますので、議案書に記載の内容を、それぞれの施設、事務ごとに表にまとめておりますのでご確認いただきたいと思っております。

なお、このうち3ページに記載の狩猟免許関係事務については、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴いまして、手数料の額を引き上げるもので、それ以外の改正につきましては、県独自の見直しとなっております。

以上でございます。

深津委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入らせていただきます。ご質疑はございませんか。

堤委員 これは全体的に使用料が、手数料等も上がりますけれども、この上がる金額、収入が入ってくる金額が大体県としてどれぐらいを見積もっているんですかね、この値上げをすることによって。その1点だけ聞かせてください。

小石農林水産企画課長 県全体はうちのほうで把握……うちの農林水産関係でございます

か。少々お待ちください。

申しわけありません。今、手元に資料がないので、後ほどご説明ということでよろしいでしょうか。

深津委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

深津委員長 別にないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

深津委員長 賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。（「委員長」と言う者あり）

小石農林水産企画課長 先ほどの資料が出てきました。全体で7万円ぐらいですね。

以上です。（「了解」と言う者あり）

深津委員長 改めて次に、付託案件の審査に入ります。

まず、一般会計予算ですが、関連する3つの議案をまとめて審査をいたします。

第1号議案のうち本委員会関係部分と、第40号議案及び第43号議案を一括して、執行部の説明を求めます。

工藤農林水産部長 第1号議案平成26年度一般会計予算のうち、農林水産部関係予算についてご説明いたします。

私から、全般的事項についてご説明申し上げ、先日の予算特別委員会の際、説明を省略させていただいた事業のうち、主なものについては、後ほど、担当課室長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

お手元の平成26年度予算概要の5ページをお願いします。

今回お願いしております当初予算案の総額は、上の表中、農林水産部の予算額（A）欄の計にありますとおり543億7,248万5千円でございます。これを25年度当初予算額と比較いたしますと、一番右の前年度対比欄のとおり29億7,485万6千円の増、対前年度比プラス5.8%となっております。

増額の主な要因は新規事業によるものですが、その主な事業としては、農業・農村振興公社に、世界農業遺産次世代継承ファンド仮称を設置し、その運用益により認定地域における保全活動の活性化等の取組を支援する、世界農業遺産ファンド推進事業15億円や、農地中間管理機構を設置し、農業経営の規模拡大、新規参入の促進等により、中核的担手の育成を図る、農地中間管理推進事業9億4,814万7千円、消費の減少により価格が大幅に下落している「大分しいたけ」への緊急対策として、種駒や機械リース等に助成し、生産者の経営安定と日本一のブランドを維持する、原木シイタケ再生回復緊急対策事業7億7,795万8千円などです。

なお、公共事業費は5億1,365万7千円の減、対前年度比マイナス1.9%となっておりますが、これは、平成24年梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧費が減額となったことによるものです。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

まず、上から2番目の15公益社団法人全国農地保有合理化協会に対する損失補償から、21ページの上から5番目24漁業経営維持安定資金利子補給は、農業近代化資金を初め各種資金等にかかる利子補給や損失補償について、それぞれ債務負担をお願いするものであります。

次に、21ページの下から3番目25緊急雇用有機農業担い手確保対策事業から、23ページ下から2番目の42緊急雇用森林資源情報整備事業までは、公共工事や緊急雇用事業などで、複数年にわたり実施するものであります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

個別事業については、引き続き、お手元の平成26年度予算概要により各課室長からご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 農山漁村・担い手支援課関係分についてご説明申し上げます。

予算概要の51ページをお願いいたします。

下段の新規事業、新規就農促進事業費1,092万5千円です。

農業の担い手確保に向け、これまで県内で開催してきた就農セミナー・相談会を福岡市等で開催するほか、就農協力協定を締結した県外の農業法人等と連携し、県外で就農体験研修を実施するとともに、雇用による就農希望者が増加している状況に対応するため、県内農業法人と就農希望者をマッチングする相談会を開催します。

また、国の制度改正に伴い、45歳以上の就農希望者に対する支援が手薄になることから、中高年の就農希望者が先進農家等で行う研修に要する経費を貸し付ける大分県就農研修支援資金を新たに創設します。

次に、53ページをお願いします。

上段の継続事業、集落営農経営強化対策事業費2,556万8千円です。

集落営農法人に対する経営改善プロジェクトチームの設置や人材育成のための経営・技術研修等を実施することで、経営体質の強化を図ります。

さらに、集落営農組織の規模拡大や法人間連携によるコスト削減のための機械導入支援を行い、法人個々の経営強化を図ります。

次に、54ページをお願いします。

上段の一部新規事業企業等農業参入推進事業費3,051万1千円です。

担い手の減少や高齢化が進む中、地域農業を支える担い手のひとつとして、県内外の他産業等からの農業参入を迅速かつ確実に行うため、参入企業に対する総合的な支援等を行うものです。

参入後の企業がノウハウを蓄積して規模拡大し、地域農業の重要な担い手となるケースが多いことから、農業経験のない企業でもまず試験的に小規模参入できるよう、資機材リース代等の経費に対し助成を行います。

以上でございます。

矢野おいたブランド推進課長 おいたブランド推進課関係分についてご説明いたします。

70ページをお願いいたします。

下段の一部新規事業、大分の茶産地強化対策事業費7,395万3千円です。

「おおいたの茶」のブランド確立に向け、産地規模の拡大と省力化、品質の向上を図るとともに、緑茶飲料メーカーとの連携に基づく新たな茶産地づくりに取り組む農業法人に対し支援します。

具体的には、茶園造成、省力化管理機械等の整備や、防霜ファンの整備に対し支援します。

次に74ページをお願いいたします。

上から2番目の食のまちさいき推進事業費279万5千円です。

これは、東九州自動車道の全面開通や平成27年度のJRディスティネーションキャンペーンを見据え、県南地域の農林水産物のブランド力を強化するとともに、地元産品の学校給食等における使用を促進し、県南地域の食観光の振興と地産地消運動の推進を図るものです。

具体的には、地域の農林水産物を積極的に使用する地元飲食店に対するメニュー開発などの個店指導やサービス向上のための研修会の開催、学校給食や福祉施設、企業に地場産品の積極的な利用を促す交流会などを開催します。

次に78ページをお願いいたします。

一番下の新規事業、国東オリーブ振興対策事業費229万9千円です。

国東地域で新規品目として導入しているオリーブの生産拡大や加工品のPR・販路拡大を進め、ブランドを確立するための課題を解決するための対策に対し支援するものです。

具体的には、オリーブの専門講師を招聘し栽培・加工技術の向上や専門家を育成するとともに、加工品のPR・販路拡大を進め、国東オリーブのブランド確立を図ります。

次に80ページをお願いいたします。

一番上の新規事業、竹田地域薬用作物産地活性化推進事業費136万5千円です。

竹田地域の特産物であるサフランは、高齢化や不作が続き生産量が最盛期の7割まで減少しました。しかし近年、薬用作物としての需要が見込まれるため、サフラン等の薬用作物の産地拡大を支援します。

具体的には、安定生産のための栽培技術実証や栽培マニュアルの作成、新規栽培者向けセミナーの開催に対する支援で産地拡大を図るとともに、販路拡大や実需との連携に取り組みます。

次に、同じページの一番下の新規事業、緊急雇用大規模園芸農家労働力確保対策事業費651万円です。

大規模野菜経営体を育成するための阻害要因となっている労働力不足を解消するため、福祉施設や地元企業等と連携し、農作業の外部委託を行う人材の育成を図ります。

以上でございます。

天野畜産技術室長 畜産技術室分についてご説明いたします。

94ページをお願いいたします。

一番下の新規事業、緊急雇用おおいた冠地どり消費拡大推進事業費796万3千円です。

国内初、烏骨鶏を掛け合わせたおおいた冠地どりは、食味の良さに加え、地どりとしては比較的安価なことから、出荷羽数は順調に増加しておりますが、県外での知名度が低く、

大幅な生産拡大に踏み切れない状況にあります。

このため、新たな商品開発などを行うとともに、県内のイベントや観光地、大阪、福岡などの県外大消費地を中心とした小売店での試食提供などを行う消費拡大推進員を養成し、おおいた冠地どりの知名度の向上に努めてまいります。

以上でございます。

石井農村基盤整備課長 農村基盤整備課分について、ご説明いたします。

113ページをお願いいたします。

新規事業、農業水利施設保全合理化作業費10億5,830万6千円です。

国営や県営の土地改良事業で造成されたダムや幹線水路等の基幹的な農業水利施設の機能診断や保全計画の策定を行い、これに基づき施設の補修・更新や水路のパイプライン化などの機能向上を図るための対策工事を行い、施設の保全や安全性の向上を図るもので、26年度は4地区で保全計画の策定等を実施するとともに、18地区で対策工事を実施します。

なお、26年度から、国が示している事業費の負担割合方針いわゆるガイドラインに県、市町とも上乗せし、農家負担を従来の同種事業の15%から5%に軽減することで対策工事の加速化を図ります。

次に、115ページをお願いいたします。

下段の継続事業、農業経営高度化支援事業費2,099万8千円です。

担い手への農地集積と集約化を加速し、農業構造の改革と生産コストの削減を図るため、担い手への集積実績に応じて地元負担金を軽減する国の制度に、今年度から県が上乗せし、農地集積の更なる加速化を図ります。

なお、26年度は8地区で実施することとしています。

次に、122ページをお願いいたします。

継続事業、危険ため池緊急整備事業費12億1,647万2千円です。

地震や豪雨などの自然災害により老朽化した農業用ため池の崩壊を防止するため、改修や補強など必要な整備を行うとともに、農業用として使用しなくなったため池の廃止を行うものです。

なお、26年度から農家負担を1%以下に軽減しまして事業の推進を図ります。

以上でございます。

村井林務管理課長 林務管理課関係分について、ご説明いたします。

132ページをお願いいたします。

上から2番目の継続事業、県産材販売強化総合対策事業費1,327万9千円です。

県産材の海外への販路拡大を図るため、企業等がスギ丸太等を輸出する際に必要な選別・集荷に要する経費や、県が招聘する海外バイヤーの指導を受けた企業等が新たな輸出先を開拓する取り組みに対して支援します。

また、県内での販路拡大を図るため、製材業者が住宅資材フェア等に出展する経費に対して助成します。

次に、141ページをお願いいたします。

上から3番目の継続事業、林業専用道整備促進事業費3億3,096万5千円です。

森林整備加速化・林業再生基金を活用して、森林施業の集約化を図るため、簡易で耐久

性の高い林業専用の道の整備に助成するとともに、国の採択基準に満たない災害復旧に対して助成を行うものです。

以上でございます。

吉田森林保全課長 森林保全課関係分について、ご説明いたします。

150ページをお願いいたします。

上段の新規事業、竹林環境改善整備事業費3,861万2千円です。

県土の保全と良好な景観を確保するため、空港道路等の幹線道路沿線や湯布院を初めとする主要観光地周辺の荒廃竹林を整備し、広葉樹林化を推進するとともに、竹材やタケノコ生産のための竹林再生を図るものです。

次に、157ページをお願いいたします。

公共事業、再造林促進事業費3億6,852万円です。

木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により再造林の実施率が減少し、このまま放置すれば、持続的な林業経営の維持が困難となるのみならず森林の公益的機能の低下も懸念されます。

このため、県内の原木市場、製材工場等林業・木材業界の関係者が行う、森林所有者の再造林経費への支援と連携し、林業経営適地において、1ヘクタール当たりの植栽本数を減らした低コスト再造林を実施する森林所有者に対し、森林環境税を活用して国庫補助への上乗せ助成を行うものです。

以上でございます。

日隈審議監兼漁業管理課長 漁業管理課分について、ご説明いたします。

171ページをお願いいたします。

県産魚販売総合力向上事業費1,259万1千円であります。

近年、水産物の消費量が減少傾向にあることから、独自ブランドの開発などの取り組みにより、販売量の拡大や販売価格の向上を図ることが必要となつております。そこで、県漁協等が行う「かぼすヒラメ・ブリ」を初めとする県産魚の販路促進の取り組みに支援するほか、県産魚加工品の開発や学校給食、病院・福祉施設での県産魚の利用促進を図る取り組みについて支援します。

以上でございます。

西村水産振興課長 水産振興課分について、ご説明いたします。

186ページをお願いいたします。

下段の新規事業、佐賀関漁業新規就業者確保推進事業費108万5千円です。

大分県を代表する水産ブランドである「関あじ、関さば」の生産量の維持と佐賀関地域の活性化のため、新規就業者の確保を図ります。

具体的には、漁船を持たない新規就業者に対して漁船を貸与したり、佐賀関地域には貸し家が少ないことから新規就業者に対して空き家情報の提供等を行うことで新規就業者が漁業に専念できる環境を整備します。

以上で、一般会計当初予算の説明を終わらせていただきます。

小石農林水産企画課長 第40号議案に入ります前に、先ほどの訂正をさせていただきます。

先ほど、私申し上げましたのは使用料の分でございます、手数料は30万円弱でございます。合わせて36万2千円でございます。

それでは、第40号議案平成26年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担についてご説明いたします。

議案書の251ページをお願いします。

これは、平成26年度当初予算案に係る農林水産関係建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させることについて、地方財政法及び土地改良法の規定に基づき、議決をお願いするものです。

議決の対象となる事業と市町村の負担割合は、253ページまでの表にお示ししているとおりで、これらについては、法の規定に基づき、あらかじめ関係市町村から了解をいただいているところです。

252ページの右から6列目の森林基幹道開設事業以下の林業、水産、漁港関係事業については、制度的に負担割合を増加あるいは減少させている事業はございませんが、いわゆる農業農村事業については、例えば251ページの最初にあります基幹水利施設保全対策事業などにおいて、市町村負担のガイドライン遵守と農家負担の軽減を図るための見直しを行ったことから、市町村の負担率を変更しております。

なお、この見直しについては、次の分担金条例の改正と密接な関係ありますので、担当課のほうから詳細にご説明いたします。

以上でございます

渡邊農村整備計画課長 ただいまの第40号議案における土地改良事業に係る市町村負担について及び第43号議案大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は257ページですが、お手元にお配りしております会派説明資料でご説明いたします。資料の1ページをお願いします。

今回の改正は、農業用水路の老朽化など農業を取り巻く諸課題に対し、県及び市町村負担率等の見直しを行い、農業者の事業費負担の軽減を図ることにより、農業水利施設の計画的な改修を進めるなど、農業の構造改革を目的に行ったものです。その結果、市町村負担率及び農業者の分担金徴収率の変更を行うため、議決をお願いするものです。

この取り組みについては、2にありますとおり、国庫補助率の高い制度の活用や、国が示した県、市町村の標準的な費用負担の水準、いわゆるガイドラインの遵守等を行ったものです。

具体的には3に記載のとおり農業水利施設の整備事業につきまして、旧事業制度では、農業者の分担金徴収率は15%となっていました。国事業の活用及び県、市町村負担のかさ上げにより、26年度の農業者の分担金徴収率は5%以下となっております。

次に議案の概要ですが、2ページの4をごらんください。負担割合のイメージで説明いたします。従来の市町村負担率については、各市町村で幅があり、100%から国、県の負担率を除いた内数の0から15%となっていました。今回の見直しにより、ガイドラインを遵守した結果、10%から15%となっております。このことにより、上限値を定める分担金徴収率については、従来の国、県の負担率を差し引いた率の15%から、見直し後は、国の補助率と、県及び市町村ガイドラインの率を引いた5%となっております。

なお、それぞれの事業の分担金徴収率については、議案書に記載のとおりです。施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。

一般会計当初予算案及び関連議案の説明は以上でございます。

深津委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

油布委員 今まで全部説明聞くと、特に佐賀関あたりのさっき言った関サバ、関アジ、ブランド化を図るためにということで、今後の新規就農者と……。100万円そこそこやな。このくらいのお金で本当に事業ができるんかなと、聞きながら。大体全ての予算を見てみると、わしがいつも言うように、この農業問題については予算をつけてくれるのはつけてくれるんやけど、目薬を差すような状態で思い切った策がない。だから、前に進まない事業が途中で尻切れトンぼになる。あなたにそれを、今思い出したあれがよかったんだけど、ちょっと尻切れトンぼで、また今再度予算をつけて復活させようという話もあったが、やっぱりそういうふうなことの中で、私が思うんやったら、やっぱり尻切れトンぼにならないために継続持続できるような形の予算をつけてあげるとありがたいなというように思うんですわ。だから、多分項目がたくさんあって、あんたたち大変やろうと思うけど、ある一定絞り込んだ形の中、部長、課長のほうで、来年度はこれとこれこれ真剣にいこうかと。やたらに誰でんかれでん話が上がってきたやつをぼんぼん予算をつけるんじゃないで、ある程度絞って、やっぱりそれが今度は永久的に、持続的になれるような事業に持っていくというか、そうせんといつも時期が来たら消えていく。ああ、あれはよかったんだけどもう消えてしまったと、ちょっと予算不足の形の中で、そういうのが多分にあるんじゃないかと思うんですわ。いかなもんじゃないかということなんです。魚だけじゃないんよ、全てのものがそうなんよ。

西村水産振興課長 今、ご質問の佐賀関の件についてお答えいたします。

佐賀関のこの事業につきましては、佐賀関に限定しておりまして、今までIターンで、国の事業によって、平成21年から5人の方が佐賀関のほうで漁師になって就業されております。この方たちのご意見を聞くと、佐賀関ですから一本釣りです。独立するとき、船を買うのに、船は結構高いものですから困ったとか、そして、なれないときに住む家が探すのが大変だったとか、そういった意見を参考にこの事業を組み立てております。1年間に、先ほど言いましたように21年から5人、ことしまでに出ているんですね。来年から2人ずつ予定しております。この人に対してということなので金額がこれぐらいになったという事情でございます。

小石農林水産企画課長 予算概要の2ページ、3ページなんですけれども、農林水産部の予算につきましては、こういった予算のポイントと書いておりますが、大きな柱を考えまして、体系的に事業の構築を考えています。具体的には、当該年度の事業を進めながらも課題等を把握しながら、夏ごろからこういう施策の体系を考えていって、来年度の重点事業施策は何するんだとか、そういうことで新たな事業等を構築させていただいております。まさにこの3ページ、4ページの事業体系というのがございますが、こういうことで、それを集約するところで例の計画、2,100億円を目指してというところにつながっていくんじゃないかということで、こういう事業を体系を組んでおりまして、ちなみに、新規事業は基本的に3年度、3年でもう一回見直しながら、その成果を見ながら、また引き続きやる分はやる。これもする場合はするといった形での事業構築をさせていただいております。よろ

しく願います。

油布委員 出るように期待をしております。ちょっと雪の問題とかいろいろな形の問題、障害があったですね。多少難しいんじゃないかなと自分なりに思っております。自然というものに打ち勝つことはなかなか難しいんですけど、そういうことがあってもなおかつ、それをはね返すだけの力を蓄える農家の方々とか地域の方々がそういう方向に向かってすぐ、今回はかなり県の方々がお骨折りいただいた。だからそういうことで、かなり考え方が進むところも、片づけなんか本当にもう皆さん悩んでいたんですね、もうわかるんですわ。それを無償でしてくれて、新しくそういうことを頑張れば、あと2割ぐらいでできますよと、やれますよということで、非常に活気あった答えをいただいたと思っております。だけど、年度については、計画がちょっといかなものかなと自分は思うんですけど、それだけ厳しいものがやっぱりある。それで僕はいつもお願いしたいのが、技術も持ちよる。後継者もできよる。そういう人から私のところに話があるんです。あなたねえんだと思ってるの。あるんですよ。それらの方々が、新規就農者ばかりに力を県は入れて、それだけ新規の人たちが新しくふえるじゃろうけど、技術的なこととか、いろんな流れとか、そういうものを考えたときに、私たちはもう長年やってきた。その後、息子が継いできたんだと。だから、その息子が今度は来たんだから、何ぼか規模を大きくしようというときに、残念なことにそういう非常に頑張っている人たちにちょうど当てはまる金がねえことはねえんじゃないけど、ほとんどない。新規就農者みたいな形で優しく迎えるようなものがないかなということで、よく私たち言われるんですけど、今後何か延ばすことによつて、もう絶対悪くないんですけど、新規就農もあれやけど、既存で頑張っておる跡取りがおるところに私は力を入れてほしい。なぜかという、技術があるんですよ。だから、そういうことから考えたときに、県の方向もちょっとそういうところに目をやっていただきたいなと思っております。

要望でございますけど、ひとつ頑張ってください。ことしやめる方、今年度で。もうあんなやめるの、もうこれっきりやね。やめたらね、やめたときに僕が思うのが、こういうところにつかって勉強しよるじゃんかいな。だからそれで、アドバイスを本当にしたときに、やめた人に聞くと、やっぱりあんなたちが言いよった言葉が結構当たると。だからそういうことをアドバイスしてほしいわけ、やめたときにね。もう県の職員に知らん顔するんやなくて、やっぱりやめたと聞いたら、現場におるときと出たときとの感覚が違うんですね、見る目が。見る目、感覚が違う。その見る目が出たとき、出たときに、アドバイスしてほしいわけよ、こういうところにもうちよつと力を入れたほうがいいんじゃないか。

そういうことで、やめる方々、大変長い年月県のために、また県民のために頑張っていたきましてありがとうございます。どうぞ。

堤委員 94ページの冠地どりの関係、これは多分中津の市議員からも話があったと思うんですけども、私もちょっと話聞いて確認しておきたいなと思うんですけども、生産価格の問題で、5年間はこれまで据え置きになっていましたけども、4月からその生産価格が上がることになって、飼料等も高騰して経営が厳しいと聞きますけども、対策はここに書いている796万円の推進費を使った販路開拓、これだけしかないのかなと。価格に対する保証か何かあるのかなというのを1つ確認したいのが。

もう1つは、予特の中で、例の小規模農地災害の問題、これの説明を受けたんだけど、8割補助ということで、県が25%という話を聞いて、そうすると、市町村が55%を持つんやろうかと思うんだけど、そこら辺は少し8割の内訳を教えてください。

最後に、農業施設の工事に関係の市町村負担、今の条例等の改正の中身で、平成26年度以降、農家が非常に下がるということは大変いいことだというふうに思います。その間、市町村が10.7%以上と。農家は以下なんです、5%以下。県だけは何もないんですよ、以上という言葉がね。これはガイドライン上で多分こういうふうになっているんだろうけれども、県としても、この29.3%を上乗せすることも可能なかどうか、この点をお聞きをしたいというふうに思います。

以上。

天野畜産技術室長 おおいた冠地どりについてのお尋ねです。生産費の増加といいますか、今予定をしておりますのが、おおいた冠地どりの元雛の譲渡価格の見直しということで、4月1日から予定させていただいております。段階的に、現時点では生産費の全てを元雛代として回収できておりませんので、それを徐々に27年度15万羽を目標に、規模拡大、生産拡大を行ってきております。順調に羽数等も伸びてきておりますので、ブランド化、産地化が図られる中で、元雛代についても適正な部分に持っていきながら、経営的にも確立をしていただきたいというふうなことで、1年前から生産者のほうには提案をさせていただいて、この4月から飼料代等高騰する中でありますが、適正な価格の中での生産に移行していただきたいということで考えております。

それと、この緊急雇用の事業のほかに、従来からおおいた冠地どり銘柄協議会という生産者の組織がございます。そちらのほうに推進費ということで、消費拡大なり勉強会等の経費を支援させていただいております。

以上です。

石井農村基盤整備課長 小災害復旧事業についてお答えいたします。

まず、市町村の負担なんですけども、80%以上を想定しております。この80%を決めた理由なんですけど、40万円以上の国庫補助のある災害、これの一般災害のときの平成24年の時点の平均が約80%でございました。その80%と同等という形で80%を想定しております。そして、その80%の内訳が、県25%、市町村が55%、この55%が市町村への義務負担という形で、最低55%をもって80%は確保していただくということです。そして、その55%以上、市町村が持った場合には、農家は20%がもっと軽減されるというふうなスキームとなっております。

以上でございます。

渡邊農村整備計画課長 農家負担の軽減についてでございます。市町村負担10.7%以上、農業者等5%以下と、以上、以下という表現をさせていただいたと。それと、県のほうにつきましては29.3%ということにさせていただいたということなんでございますけれども、上段にございましたように、資料にもあるんですけども、県費のほうにつきましてはガイドライン、それから27.5%に対して29.3%と。それと市町村費、同じくガイドラインで10%に対して10.7%といったような格好になっております。これにつきましては、農業者等の負担、ガイドラインでは7.5%といった算出になるところでございますけども、ここに5%といった位置づけをさせてもらっております。残り2.

5%につきまして、県と市町村で、まずこれは案分させていただいて負担をしましょうと。以上、以下といったことにつきましては、さらに市町村のほうでまだ軽減したい、していただけるといったことにつきましては、農家負担の5%をまたさらに下げていただくという格好の表現をさせていただいております。

堤委員 この5ページの下の方の図が、今言った1つの説明でいいのかな。これまで県は30%、ガイドラインどおり、下に行ってもガイドラインの3割が県と。市町村ではガイドラインが10%で10%から15%と。ですから5%からゼロというふうに、こう計算されていますよね。市町村については、ガイドラインでは10%だけでも、15%でもいいですよという意味ですね、これ。それと、県の30%、ガイドラインが30%だから、30%から仮にですよ、30%から40%という市町村並みのプラスをしたとしても、これはおかしくないという考えになるんですかね。

渡邊農村整備計画課長 ここのイメージの図を表現させていただいているんですけども、これはガイドライン、これまで市町村のほうでガイドライン以下でやったと、これをちょっと表現させていただいたということでございます。（「以下だったから上に上げるということね」と言う者あり）

油布委員 今、冠地どりの話が出たんだけど、これに豚も鶏も牛も全部同じなんだけど、1キロ当たり肉をつくるのにどれだけの予算がかかるんだと。その餌の金額は何ぼだから、わかりますか、肉で割ったときに。グラムどのぐらいなるんだという、そういう計算は皆さん、冠地どりにしてもいいけん、計算はしておりますか。わかりますか。1キログラム肉をつくるためにどれだけの餌を食べるんだと。その餌を食べたときに幾らなんだと。そのときに値段が出てくるでしょう、単価が。1キログラム当たり何ぼでね。そういう計算方法があるんやな。逆にするとすると、今度は逆の計算で、キログラム当たりお金がかかったときに肉はどのぐらいとれるんだと、お金から計算したときな。そういうふうな計算プランをびしゃっとしたものを持ちよるのかな、今あんたたちは。やっぱりそういうふうなことが必要なんだよ。魚も全部そうでしょう。全部そうなんです。餌を与えたら、その餌の金額、量とできた肉の量、これを割るんですよ。そしたら、1キログラム当たり何ぼのができるんだという、逆に計算すればお金はどのぐらいかかるんだという、そういうふうな計算方法があるわけですね。それをいつも物差しではかって見ながら指導せんと、ただ冠地どりを買え買えと、魚を買え買えじゃ、餌やったってどのぐらいの採算ベースが合うのかとか、そういうことをやっぱり僕は一步踏み込んだ農家の人に指導せんと、皆さん頭抱えてしよると思うんだけど、やっぱり踏み込んで、そういう何というか、ひとつ一覽表みたいな、これについては、ぱっと一目で全てがわかってくるようなものをつくらんと、持ちよかんよと、やっぱりそりゃ経営指導というのはいけませんよ。わかりますか、難しいことじゃないんだけど、難しく考えると難しいんじゃないけど、簡単なことなんですよ、本当言ったら。これをやっぱりしとって、やっぱり農家と何でも全て対応していかんと、ただ、口頭でこうしてやって、こうしたらこれだけいいことができるんですよと言ったって、うんと納得しない。だから、納得するためには数字なんよ、最後は。だから、そういう数字をもって全てのもの、わかりますか、全てのもので、野菜でも全部全部そうなんです。金目が出てくるんですね、途中で。だから、肥料と今言うかかったお金と、でき上がって売った金をうまく割っていくんですよ、どんどん。そしたら、できたら1キログラム

当たりは何ぼだとか、ベースが出てくるんですね、キログラム当たりの産肉量、どのぐらい量がとれるんです、この1キログラムのときに。そういうふうなことも全部出ますので、そういうことを1つの何というか、目安というものをつくっちゃって農家とお話する。

今後、つくっていなかったら——つくっちゃったらちょっとありますよと言ってください。

吉武畜産振興課長 委員のおっしゃるように、養豚養鶏では飼料要求率ということで、1キログラムの肉をつくるのに、例えば、豚であれば3キログラムとか、標準的なやつがございます。標準的なやつで個別の農家で、どのくらい飼料要求率、例えば、4キログラムということであれば発育が非常に悪いということになりますので、餌をいっぱい食べさせているということになりますので、そういう整理をしながら指導もしております。

ただ、肉用牛については、なかなかまだそこまで行っていないところもあろうかと思えますので、一応肉用牛についても飼料要求率ということで整理されておりますので、委員おっしゃるように、そういうデータをもとに農家の肥育指導なり経営指導をやってきたいと思っております。

以上です。

油布委員 冠地どりが出たんだけど、ブロイラーという鶏を、いろいろあるんですね。餌が1キログラムやったとき、どのぐらい肉がつくかという。これは冠地どりというのは余り肉がつかないんじゃないかと思うんですわ、鶏そのものが。そのかわり、肉質は多分ブロイラーよりずっといいけど。

それと、本当に今度は、いいんだけど、その肉の価値観がみんなに知られてねえんじゃないかと思う。だから、少し高くなって売らなれど、ああ、この肉はいいから買うというものが少ない。だから、そういうことになってくると、PRが必要になるんですね、本当は。

ここで冠地どり食べた人おられますか、あんた方の執行部で。（「何回か食べています」と言う者あり）食べたよな、あんたどんはな。あんた食べとらんかい。ねっ、向こうが食ったんだよ、あんた。俺たちはいつも話を聞くだけよ。

そういうことで、やっぱり食べたら、みんな悪いけど、前に向けて、俺も食ったことねえんだよな、ブロイラーは食うけどな、こっちはな。そういうことで、やっぱりPR不足が特に大分県は、全ての物についてPR不足が過ぎると思うんだ。そこら辺をひとつしっかり考えて、やっぱり販売ルートを進めるのに要らん過剰なセールスマンというか、し過ぎると悪いけど、ちょっとつけてやるぐらいのパワーが欲しいね、パワーが。まあそういうことです。以上です。これもいいです。質問じゃないですから、どうも。

深津委員長 では、要望として受けとめておいてください。

井上委員 131ページね、直交集成板普及支援事業委託料でございませうけれども、この直交集成板を研修してどうするんですか。結局、これはある企業がこういったものをつくって、結果的には、これは誰でも、誰でもというのはおかしいんだけど、大体私たちもこういうのはつくったんですけど、あるんですけど、結局そういう資格を持ってなきゃ、そこへ行ってまたどうせ頼んで、購入してそれをやるということになると、その普及レベル、企業を介して、企業についたらいいんでしょうけども、仮に私たちがつくって、それをそのまま使えればいいんだけど、そういうことをできるかね、これ。あれでしょう、

何だっけ、CRCじゃない、何かな、直行型のあれでしょう。あれやったんだよ、私たちもやっているんだよ。それはどうなんですか、やっぱり行って、研修して、向こうの許可ももらってやらなきゃ、もう行ったって一緒でしょう。だって、そこの研究所のあれにしかなんねえんだから、その辺はどうですか。

近藤林産振興室長 CLT直交集成板ということなんですけど、これについては、国のほうでも今JASの建築材料として、もう既に認定をしております。それで、今度建築物です、大規模な構造物の建築物が可能となるよう、今、いろんな実証試験をしているところであります。

あと、平成28年度をめどに国交省のほうでは建築基準法の見直し等を行う予定にしておりますが、大分県でもこういうのができますと、大規模建物へのCLTで建てた、そういったのが可能となるということで、その準備として、来年度から、26年度から本格的にやりたいとしております。その辺のところも含めて、誰がやるのかとか、じゃ、どういう設計者を育てるのかとか、工務店は誰にするのかとか、材料供給者はどういったふうにしたらいいのかと、そういったのを早急に研究会、協議会の中で検討していきたいと思っています。

ただ、このCLT、この人がつくったらいけないよということはありませんので、そういった技術を持った人であれば可能であるんじゃないかと思っております。

以上です。

井上委員 そういう資格というか、一種の特許になるわけですね。それを人方の特許を一生懸命しても、自分たちで利用するにしても、そこを通さなきゃできないということになると、非常に普及できないじゃないかということをお願いしたいんだな、はっきり言えば。そのことについては誰でもできているんだよな、試験場だってやろうとすればできるだろうし、そういうことは試験場がすればいいことであって。結局、もう既に特許として動いているわけですから、これから組合自身が特許を取って、それをもうやることについては全部オクケーだよということで普及するという形ならわかるけども、その辺のところはどうもわからないんですよ、私たちも。いいことはわかるんだけど、じゃ、誰がどうして普及していくかというのはなかなか見えてこないから、その辺の言葉として少しわかるような気持ちするけど、まだまだ、復旧における仕方というのがどうもまだわからないんですね、どうも私たちには。どうですか、それは。言っている質問わからないでしょう。

川村審議監 CLTにつきましては、昨年12月に日本農林規格、JASでこういうものをCLTと言うんだというのが決められました。これをつくれる工場ですね、それがJAS認定工場と言います。それはそういう格好できちっとつくれる工場であれば、誰でも取れます。例えば、トライ・ウッドでも取れます。ですので、技術的には一応CLTの部材としての性能は明確になりました。ただ、問題はこれをどうやって建てていくのか。これは建築基準法上の問題です。これが先ほど室長が言いましたように、平成28年度には公になるということです。ですので、その間、我々はいろんな情報をもらいまして、もちろん建ててくれる。そういう設計士を育てるといって、設計士を普及することが一番の課題ですので、それを来年度から準備していくと、こういうスケジュールでやっていきたいと思っております。

井上委員 木材の普及のことについては、言われることはよくわかるんだけど、結局、

一本柱というのが、もうどんどん売れるならいいよ。ところが、それに付随していろんなもので集成しながらどんどんやっちゃったら、その準備するのもしょとなく高くなっちゃって普及しないんですよ。ですから、私たちの願うことは言うまでもなく、やっぱり一本柱がどんどんその形の中で売ればいいんだけど、どんどんすることによって高くなって、かえって山里か熊本県しかできないとか、どこにしかできないと、もう限定されるんで、そのところをよく皆さん大型の公共施設については、どんどんやりますよと言うんだけど、結果的には大分県ではできないんですよ。そういう施設もないし、結局やろうとしても、ご存じのように鹿児島に行ったりどこ行ったりして入れてこなきゃいけない。だから、なかなか大型施設で木造を使うというのは、声では言うんだけど、実質的には高いものを買っているし、一般のところまでは届かないということだけ認識しながら、やっぱり一般の方たちがやれるようで、やっぱり普及して、本当に全体的によくなったよという形を持っていくようにしなければだめだということは、もうちょっとやっぱり考えてほしいな。

御手洗委員 ちょっと要望しておきたいというふうに思います。

常任委員会にどういふわけか3年間おりました、今度は変わる予定になっています。一貫して鳥獣被害を言っただけでしたが、今回、概要の中の3ページですか、被害ゼロに向けて取り組むというような強い意思を示していただいておりますので、ぜひこれに向けてご尽力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。要望です。

深津委員長 要望ということで受け止めていてください。

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う者あり〕

深津委員長 ほかにないようでありますので、これより採決いたします。

次第に記載された議案の順に、1つずつ採決してまいります。

まず、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成委員挙手〕

深津委員長 賛成多数であります。

よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第40号議案平成26年度における農林水産 関係事業に要する経費の市町村負担について原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計予算ですが、第6号議案から第9号議案まで一括して、執行部の説明を

求めます。

矢田団体指導・金融課長 第7号議案平成26年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について、ご説明いたします。

210ページをお願いいたします。

左から2番目の予算額(A)の欄にありますように、予算額は2億202万4千円でございます。

次に主な内容について説明します。

次のページをお願いいたします。

貸付勘定、沿岸漁業改善資金2億円です。

これは、沿岸漁業従事者に対して、経営及び生活改善並びに青年漁業者の養成、確保のための研修や技術習得に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

なお、次のページの業務勘定の計上額202万4千円は、資金の貸し付けに係る事務費でございます。

以上でございます。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 第8号議案平成26年度大分県就農支援資金特別会計予算について、ご説明いたします。

214ページをお願いいたします。

左から2番目の予算額(A)の欄にありますように、予算額は6,060万7千円です。

次に、内容について説明します。

次のページをお願いいたします。

就農支援資金貸付金6,028万8千円です。

これは、青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法に基づき、新たに農業を始めようとする青年等を対象に、就農計画に基づいた研修及び経営開始に必要な機械の購入や施設の設置等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

なお、国の制度改正に伴い、就農支援資金の貸付対象が今年度末までに認定就農者として県が認定した方に限定されるため、昨年度と比べ約半減となっております。

なお、次のページの資金貸付事務費31万9千円は、貸付事務にかかる委託料です。

以上でございます。

峯崎森林整備室長 第9号議案平成26年度大分県営林事業特別会計予算について、ご説明いたします。

218ページをお願いいたします。

左から2番目の予算額(A)の欄にありますように、予算額は4億3,235万7千円でございます。

次に、主な内容について、ご説明します。

次のページをお願いいたします。

第1項県営林事業費の第1目伐採事業費1億689万6千円です。

その主な内訳ですが、上から2番目の伐採事業費の一番右の事業概要欄の一番上の分収交付金3,790万9千円は、土地所有者に対し、主伐や間伐木の売払代金を分収割合により交付するものでございます。

4番目の県営林事業委託料1,668万2千円は、県有林や県行分収林の間伐と作業道

開設の実施、間伐材の販売業務を、外部委託により実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1項県営林事業費の第2目県営林造成事業費1億4,138万8千円です。

その主な内訳ですが、一番上の管理事業費の事業概要欄の一番上の県営林事業委託料1,092万1千円は、県有林や二者分収林の保育事業を、外部委託により実施するものでございます。

また、下段の諸費1億1,631万2千円は、主に県債利子償還金でございます。

次のページをお願いいたします。

第1項県営林事業費の第3目分収造林事業費142万1千円です。

その主な内訳ですが、一番上の管理事業費97万1千円は、三者分収林の保育事業を外部委託により実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2項県民有林事業費の第1目伐採事業費1億4,625万7千円です。

その主な内訳ですが、一番上の伐採事業費の事業概要欄の一番上の分収交付金2,378万9千円は、林業公社から引き継いだ県民有林の主伐や間伐木の売払代金を、分収割合により土地所有者に交付するものでございます。

2番目の県営林事業委託料1億1,591万4千円は、県民有林の間伐と作業道開設の実施、間伐材の販売業務を、外部委託により実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2項県民有林事業費の第2目県民有林造成事業費3,639万5千円です。

その主な内訳ですが、県営林事業委託料3,051万8千円は、県民有林の保育事業を外部委託により実施するものでございます。

特別会計当初予算案についての説明は以上でございます。

深津委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

井上委員 昨年の実績に貸したというのはわかるんだけど、その内容、昨年の実績どうやったかな、説明できますか。

矢田団体指導・金融課長 203ページの林業木材産業改善資金でございますけれども、24年度の貸付額が1,530万円でございます。25年の2月末の現在で2,820万円でございますが、3月にはもう少し需要が出ております。

それから、204ページの木材産業等高度化推進資金の貸し付け状況でございますが、24年度の貸し付け実行額が7,790万円でございますが、25年度も同額の7億7,900万円となっております。(発言する者あり) 24年度実績も25年度実績も7億7,900万円でございます。

それから、林業就業促進基金でございますが、これにつきましては、昨年度も今年度も現時点では融資はございません。

融資額でございますけれども、木材産業高度化推進資金につきましては、これは県からの貸付金を金融機関に融資するものでございまして、金融機関はこれにつきましては、2番から4倍にして融資を行うということになっております。ですから、県の予算額を超えて予算融資をしております。

堤委員 さっき就農支援貸し付けで気になったけど、215ページ、就農支援貸し付けで、25年度末までで認定者となったものに限定をされた。半分になったという話があったんだけど、これは具体的にどういうことでしょうか。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 就農支援資金は、国の原資を3分の2県が受け入れまして、そして県が3分の1出して貸し付けるものでございますけれども、今回、制度が26年度から変わります。現在、国のほうは市のほうに今現在のほうは基金に入れて、そして実際しているのは今の農業公社のほうにお金を出して、そしてそれを貸し付けることなんですけれども、今回国のほうが直接日本政策金融公庫のほうに制度を出して、政策金融公庫から直接認定農業者のほうに貸し出すような、そういう形になりました。

そういったことで、今回この特別会計のほうが25年度の申請をもって一応終わるといふふうな話になってまいりますので、そういう制度が変わってきたということでございます。そういったことで、今回、今年度までに申し込んだ方はその権利があるということでございます。

堤委員 25年度の実績というのわかりますか、何人ぐらいの就農者の方に融資をして、その融資はどうか、返済の状況というの、そこら辺もちょっと教えてください。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 25年度はまだ申し込み中なので、24年度を参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、研修資金でいくと24名の方が借りていて。施設等については3の方がされているということで、合計24年度でいくと3,265万円が融資されているというような状況でございます。

そして、返済の状況でございますけれども、今県のほうは公社のほうに、農業農村振興公社のほうに出していますので、その関係で県のほうには滞るといふことではないといふような状況でございます。

堤委員 公社と県との関係だから滞りが無いのは当たり前なんやけども、農業者と公社との間でも全然滞りが無いということではないんですかね。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 実際のところ、苦勞されているという話は伺っております。

桜木委員 25年度末で制度が変わるでしょう。その農業者が、今度は今まではどこを通じて申し込みしていた。公社の前に振興局とかJAとか、それを今度はどういうふうにPRしていくのかというのをよく農業者にわかるようにしていないと、貸し付けのせつかくの制度があつてから有効にならんのではないかと思うんですけど、そこはどうか。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 現在、農業青年就農給付金がありますけれども、その関係で大きく資金融資の流れが変わったということで、そういう流れが変わったことについて、振興局、市町村、そして農業団体にこういう形で資金を、中身が変わりますよ、制度が変わりますよということをお伝えしております。

あと、農業団体を含めて、農業者に対しては、懇切丁寧に説明を行っているといふようなことでございます。

桜木委員 今言った公社とか、いろんな団体を通して振興局とか、農業者に伝えるわけ。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 新規就農者につきましては、全員振興局を通じまして、名前まではっきりわかっておりますので、そういうときにいろんな説明会等でしっかり説明している。

桜木委員 やっていただけますかね。そうすると、農業者を集めてこういうふうに変りますから借りたい人はどうぞここにというような形でやったほうがいいんじゃないかなという気がします。

西鶴農山漁村・担い手支援課長 新規就農者の説明会、相談会等がございますので、それらを通じましてしっかりと説明していきたいというふうに思っています。

深津委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

深津委員長 ないようでありますので、これより採決いたします。

まず、第6号議案平成26年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案平成26年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案平成26年度大分県就農支援資金特別会計予算について原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案平成26年度大分県県営林事業特別会計予算について原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算外議案ですが、第42号議案と、第44号議案及び第45号議案を一括して執行部の説明を求めます。

矢田団体指導・金融課長 第42号議案権利の放棄についてご説明いたします。

議案書は256ページですが、詳細については、お手元の資料でご説明いたします。資料の7ページをお願いします。

この議案は、農業経営の改善を目的とした新たな事業の開始等の先駆的な取り組みに対し、無利子の長期資金を融資しました農業改良資金貸付金に係る債権のうち、貸付先から、回収が不能となっているものについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利放棄の議決をお願いするものでございます。

まず、1の未収債権の状況であります。農業改良資金の未収状況については、平成26年2月末において、15件、5,852万6千円が未収となっております。

今回、権利放棄をお願いする内容は2に記載しておりますが、主たる債務者及び連帯保証人の破産等により、当該債権の回収が不能となった貸付先に対する123万7,464円の債権であります。

なお、当該債権には、返済がおくれたことにより発生する違約金が含まれており、内訳は、元金48万1千円と違約金75万6,464円となっております。

未収金につきましては、貸付金の原資が県民の税金であることを強く認識し、今後も、関係機関と連携した主債務者、連帯保証人等及び相続人への催告、面談等により引き続き回収に努めてまいります。

以上でございます。

渡邊農村整備計画課長 第44号議案大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は259ページですが、説明は委員会資料で行います。

資料の9ページをお願いします。

まず、改正理由ですが、大分県中央飛行場の使用料は条例第18条で規定しており、この使用料には消費税等相当額が含まれています。消費税法等の一部改正により平成26年4月1日から、税率が引き上げられることから、大分県中央飛行場の使用料についても、消費税等相当額を増額するものであります。改正内容については、飛行場の使用者から徴収しています着陸料、停留料及び格納庫使用料について、消費税等相当額を5%から8%を増額するものであります。施行期日については、平成26年4月1日としております。

以上でございます。

若月漁港漁村整備課長 大分県漁港管理条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書では260ページからになりますが、説明は委員会資料で行います。

資料の10ページをお願いします。

本議案は、ただいまの県中央飛行場の使用料改定と同様に、消費税法等の一部改正に伴い、漁港施設使用料等の改定を行うものでございます。

1の改正する条例の大分県漁港管理条例は、漁港漁場整備法第26条の規定に基づき設置する条例で、県が管理する12漁港の維持・保全及び漁港施設使用料等について規定するものでございます。改正内容については、資料にお示しのとおり、消費税改定率見合いを漁港施設使用料及び土砂採取料に転嫁するものでございます。施行期日は、同じく平成26年4月1日としております。

以上で予算外議案の説明を終わります。

深津委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 県中央飛行場と漁港の関係の消費税で引き上げされるんやけども、もともとこれは課税じゃないですよ。これは課税なのかな、消費税も。県中央飛行場の離着陸とか、停留料とか、あと岸壁使用とか改修等については課税対象になっているんですかね。それまず先に教えてください。

渡邊農村整備計画課長 消費税対象としてさせていただいております。

堤委員 ということは、この使用料を徴収した場合、消費税の申告をされているということ、課税対象であれば。

渡邊農村整備計画課長 ちょっと整理をさせていただいて、ご回答させていただければと思います。

堤委員 賛否を問うわけですね。当然、消費税の増税に伴って改定をしますよという提案をされております。となれば、現物が課税対象かどうかということによって消費税の申告をしたりしないという状況にあるわけですね。そうしたときに、転嫁をするのか、価格だけの転嫁をするかによって対応というのは若干違って来るんですけども、多分私は思うんですけども、課税対象じゃないと思うんですよ、確定申告されていないでしょう、当然この部分では。だから、非課税部分だけでも、転嫁をするという単純な理由、単純と言うのはおかしいな、転嫁対策ということだけで3%分を上乗せするという、そういう認識でよろしいんでしょうかね。

渡邊農村整備計画課長 大変失礼いたしました。委員おっしゃるとおり、課税の対象で3%だけ上げるという格好の中身になっております。

深津委員長 整理をして答弁してください。

工藤農林水産部長 これ自体が消費税の、この施設が納税をしているかどうかという議論ですが、例えば、ほかの農業文化公園ですとか、こういうところは指定管理者制度の中で消費税対象ということで整理をしております。ここの施設そのものに消費税の納税義務があるかということになると、ちょっと確認をいたしますが、そこは整理を、納税はしていないんじゃないかと思います。ただ、ほかの施設との並びの中で、これまでの5%分を課税してきた。当然、今回もその意味で8%、プラス3%をさせていただくという意味であります。

じゃ、ここはしなくていいんじゃないかというところ、逆にほかの施設との並びで見ますと、消費税はきちんと転嫁をされるべきというほうの趣旨からして、そこは8%きっちり転嫁するべきであるという整理から、この県央飛行場、それから漁港については整備をしています。消費税でいいと思いますけど、ちょっと確認をいたしますけど。

堤委員 今、政府が言っている消費税転嫁対策は課税事業者が元下の関係とか小売店との関係で転嫁ができにくい、だから法律上は転嫁をなささいという、そういう法律なんですね、あれは。だから、非課税事業者なり1千万円以下の申告義務のない、そういう事業所については、転嫁そのものというのは必要ないわけです。もともと申告しないわけですから。だから、そうしたときに転嫁対象としてやるのか、そういう課税対象でなければ申告する義務はないんだから、その分は値上げせんでいいんじゃないのと。何か便乗値上げのような気がしてならんのやけども、というふうな思いがあるわけですよ。

渡邊農村整備計画課長 これは県から国に支払いという内容ではございませんで、空港管理費につきまして消費税がかかっておりますので、それについて業者からの経費を上げるといったような格好になります。

農村整備計画課麻生副主幹 県から国に消費税を申告等はしておりません。その義務はありません。今回、条例改正で3%分引き上げる目的といたしましては、県が空港を管理する管理費は消費税の対象となっておりますので、その分、県の管理費がふえますので、利用者から応分の負担を求める。そういうことで条例改正を計画しております。

以上です。（「わかりました」と言う者あり）

深津委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

深津委員長 ほかにないようでありますので、これより採決いたします。

まず、第42号議案権利の放棄について原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第44号議案大分県県央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正について原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

深津委員長 賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第45号議案大分県 漁港管理条例の一部改正について原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

深津委員長 賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願30 TPP交渉から撤退を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

小石農林水産企画課長 前回の説明からの変更はございませんが、報道によりますと先月シンガポールで閣僚会合がございまして、2月22日から25日でございます。

大筋合意には至らなかったと、その中で農産品のいわゆる重要5品目についてのコメントがございまして。

一連の2カ国間交渉や全体会合の場で、我が国は衆参農水委員会の決議があり、センチメンティがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めたということでございます。

大筋合意には至りませんでした。次会開催時期も未定でございます。

以上でございます。

深津委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 シンガポール閣僚会議の中身については、結局重要5品目については、なかなかアメリカとかそういう部分が頑強に引かないというような実態が一方でありますよね。具体的な中身については情報開示をしていませんから本当にわかりにくいと思うんだけど、大筋合意に至らなかったということは、この重要5品目がメインで至らなかったというふうな認識にされているんですかね。もしそれがわかれば。

工藤農林水産部長 今、委員おっしゃられたように、どういうところが焦点でというところも定かではありません。これも1つの論点だと。じゃ、いわゆる関税以外の部分での議論はもう終わったのかということも含めて、焦点が何なのかということ、これが主な原因なのかどうかということも含めては、まだはっきりしたことは国のほうから出てきておりませんので、ただ、これも議論の一つになっているんだということまでしかわかっておりません。

堤委員 TPPについては、そういうシンガポールの決裂のような状況の中で、5品目すら守れないような可能性も十分出てきているということだけは、ぜひ認識はしていただきたいというふうに思います。

以上です。

深津委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

深津委員長 ほかにないようであります。よってこれより採決いたします。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

深津委員長 挙手少数であります。

よって本請願は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

その前に暫時休憩をしたいと思います。50分再開をお願いいたします。

15時43分休憩

15時50分再開

深津委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。限られた時間でありますので執行部の説明につきましては要点を絞っていただいて、よろしく願います。

小石農林水産企画課長 おおいた農山漁村活性化戦略2005アクションプラン2014についてご報告いたします。

お手元のアクションプラン2014をお願いします。

現在、発行に向けて準備中でありますので、本日は原稿をお配りしています。

当部では、平成23年に改訂したおおいた農山漁村活性化戦略2005により、平成27年に向けた目標を定め、その達成に取り組んでいるところです。この取り組みを加速するため、毎年度の具体的な到達目標と取組手法を明らかにしたアクションプランを策定し、その実行を図っております。

お手元のプランは、その最新のものとなります。

表紙の裏になりますが、資料の1ページをお開きください。

来年度は平成27年の目標達成に向けて、最後の追い込みの年となります。ページ上段にもありますように、これまで取り組んできた構造改革の取り組みをさらに加速いたします。

その下におおいた農山漁村活性化戦略2005の基本施策と主な取り組みを図でお示ししています。また、この中に、米印白抜きで昨年12月に国が策定した農林水産業・地域の活力創造プランの施策の4本柱をそれぞれ整理しています。

ごらんのように、マーケット起点の商品（もの）づくりや次代を担う力強い経営体づくりなど、これまでの県の取り組みは国に先んじたものとなっており、ページ下段にお示ししているように、農・林・水それぞれで着実な成果が現れています。

農政の大改革などを唱える国の新たなプランにあたって、これまで取り組んできた農林水産業の構造改革をさらに進め、基本目標である知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業、元気で魅力ある農山漁村の実現と総合指標である農林水産業産出額2,100億円

の達成を図ることとしています。

右側の2ページをごらんください。

表の右側に新と記載しておりますが、これは26年度の重点事業に伴う新たな指標を示しております。

農業では、まずマーケット起点の商品（もの）づくりとして、新たな指標としての白ネギやピーマン、ニラの京都市場でのシェア率など14の指標、中段の畜産では和牛肥育頭数など5指標、下段の水田農業では、新たに水稻の一等米比率など5指標、地産地消・安全・安心の取り組みを合わせて26指標を定めております。

次に、3ページをお開きください。

力強い経営体の確保・育成では、新規就農者数や地域就農研修施設整備箇所数を初め、企業参入数や新たに販売額1億円超企業数など8指標を定めております。

また、持続性のある生産基盤・環境づくりとして、新たに多面的機能支払協定面積など6指標を定めております。

次に、4ページをごらんください。

林業では、持続的経営が可能な林業生産基盤づくりとして、素材生産量や乾燥材生産量、新たに乾シイタケ生産に占める香菇の出荷割合など13指標、森林の持つ公益的機能の発揮として、間伐面積や低コスト再生林面積など6指標、林業全体で19指標を定めております。

次に5ページをお開きください。

水産業では、持続性のある漁業生産基盤・環境づくりとして、資源管理強化魚種数や新たに養殖ヒラメの生産量など7指標、県産水産物の販路拡大・付加価値向上として、チャレンジ魚種県漁協販売額など8指標、次代を担う力強い経営体づくりとして、新規漁業就業者数など2指標、水産業全体で17指標を定めております。

次に6ページをごらんください。

海外戦略・6次産業化、鳥獣害対策、再生可能エネルギーに加え、世界農業遺産への取り組みも取り上げ、養殖ブリ輸出額や丸太、乾シイタケの輸出量、産業連携によって開発された商品数、戦う集落鳥獣被害ゼロ数など、農業・林業・水産業に共通の取り組みを新たな指標を中心に11指標定めております。

次に、7ページをお開きください。

一番上には、指標は定めておりませんが、新技術の開発と普及として、試験研究機関の取り組みを記載しております。その下には、活性化戦略2005の目標である農林水産業産出額2,100億円について、部門別産出額をお示ししております。

以上、ご説明いたしました目標の達成に向け、表紙にありますように総力の結集、底力の発揮、新たな挑戦を部是に掲げ、農林水産部職員や関係団体等が一丸となり、知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業、元気で魅力ある農山漁村を目指し、スピード感をもって実行してまいります。

以上でございます。

渡邊農村整備計画課長 国営大野川上流土地改良事業についてご説明いたします。

大野川上流地区の大蘇ダムでは、いよいよ浸透抑制対策工事に本格着手することになりましたので、報告させていただきます。

資料の 11 ページをお願いします。

初めに、1 の平成 25 年度以降に実施される浸透抑制対策工事の全体概要ですが、浸透対策を行う全体面積は約 30 万平方メートル、そのうち、斜面部が約 25 万平方メートル、池底部が 5 万平方メートルとなっています。工事期間につきましては、用水供給を行わず工事実施する場合は 5 年間、用水供給を行いながら実施する場合は 7 年間と国から説明を受けています。次に 2 の平成 25 年度の工事概要です。事業費は約 10 億円で、2 件の工事発注を行います。1 件は去る 2 月 21 日に契約締結が行われました右岸側法面の対策工事で、コンクリート吹きつけ工を 1 万 8,400 平方メートル行います。

もう 1 件は、3 月下旬に発注する池底部の試験工事で、セメント固化剤の混合による基礎地盤改良工を施工するものです。

続きまして、3 の地元の意向についてですが、地元は一刻も早い工事の完成を望んでいるため、ダムに水を貯めずに工事を行う場合の、工事期間 5 年、試験湛水期間 2 年の計 7 年間の工期を要望しています。

ただし、トマト栽培施設等への畑地かんがい用水については、工事期間中も供給を要望しているため、ダム湖に水を貯めずに流水を直接ファームポンドに貯留する方法により、給水することになっています。

次に 4 の平成 26 年度工事について、平成 26 年度の概算決定額は 15 億円で、工事内容につきましては、両岸ののり面部 3 万 4 千平方メートル及び池底部 1 万 4 千平方メートルの対策工を実施する予定にしております。

以上でございます。

石井農村基盤整備課長 杵築市山香町で実施しておりました十文字原演習場周辺障害防止対策事業久木野尾川地区用水対策の竣工式が来週 3 月 24 日に举行されますのでご報告します。

資料の 13 ページをお願いいたします。

この久木野尾川地区は、二級河川八坂川水系久木野尾川の上流部に位置し、流域に十文字原演習場を抱えていることから、演習行為による場内の荒廃裸地化により山が持つ保水力が減少し、農業用水不足による減収被害が発生しておりました。この用水不足対策について昭和 53 年より旧山香町から陳情がなされ、調査の結果、演習場との因果関係が認められたことから、防衛省の補助事業である十文字原演習場周辺障害防止対策事業久木野尾川地区用水対策として、平成 5 年度に採択され、ダムの建設と下流農地への用水路の改修に取り組んでまいりました。

このダムと用水路の改修により、下流農地 86 ヘクタールの農業用水が安定的に供給されることとなります。竣工式には、知事、防衛省九州防衛局長、用地提供等でご協力いただいた地元関係者や関連業者など、約 100 名が出席する予定です。

なお、県議会からは県議会議長、深津農林水産委員長の代理として三浦副委員長を含め、4 名の議員の皆さまにご出席をいただくようになっておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

村井林務管理課長 高性能タワーヤーダの導入についてご報告します。

資料の 15 ページをお願いします。

公益財団法人森林ネットおおいたが国の先進的林業機械実証・普及事業を活用し導入を進めていた高性能タワーヤーダが1月下旬に納入され、2月12日に佐伯市で架線系新作業システム現地検討会が開催されました。

この先進的林業機械は、架線系集材機的一种で、国内産のトラックに海外製のタワーと搬器を搭載したもので、このタイプでは国内で住友林業に続き2台目の導入となります。

機械の特徴は、30度以上の急傾斜地での作業が可能で、設置・撤去が短時間ででき、リモコンによる自動走行のため操作性・安全性も高く、集材距離は最大600メートル、搬器のつり上げ能力は3トンと、パワーとスピードを持った高性能集材機となっています。

これにより、集材のための作業道開設が困難な急傾斜等で採算性の問題から放置された森林からの低コストによる素材生産が可能となり、素材生産量の増大が期待されます。

今後の活用としては、森林ネットおおいたが認定林業事業体に対しリース方式による活用促進を図ることとしており、県においても操作研修を実施するなど架線系新作業システムの実践・普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西村水産振興課長 豊前海のカキ養殖についてご報告いたします。

資料の17ページをお開きください。

豊前海の新たな養殖として、大分県漁協中津支店が中津市の補助を受けて平成24年度からカキ試験養殖に取り組んでいます。国内の干潟では初めての試みであり、2年間の試験養殖により中津干潟でのカキ養殖が可能であることが実証され、本格的なカキ養殖への着手が期待されます。

1カキ養殖の概要の中ほどの写真にあるように、中津干潟でのカキ養殖の特徴は、かごをつり下げる方式で、オーストラリアで用いられている方法です。中津干潟は季節風が強く、遠浅のため、従来のいかだを使った垂下方式ができません。そこで、干潟に支柱を立て、ワイヤーを張ってカキ種苗を入れたかごをつり下げる方法を採用しています。干潮時はカキが空中にさらされることで餌が食べられないため、成長はいかだ式に比べ劣るものの、殻の大きさの割にしっかりした味のカキが生産されるようです。1年目は1万個、2年目は1万6千個の種苗を導入し、これまで順調に成育することが確認できました。

18ページをお願いします。

2試食発表会・試験販売に記載していますが、平成26年2月に試食発表会と試験販売を実施したところ、試食発表会では関係者から高い評価を受け、試験販売においては期間中多くの来店者で賑わいました。

中津市では平成26年度に10万個の生産体制に向けた施設整備への支援を計画するとともに、ブランド化を進めていく予定とのことです。県としましては、新たな養殖業として振興できるよう、今後も、水産研究部浅海チーム及び北部振興局が技術支援や流通支援を行ってまいります。

以上でございます。

吉武畜産振興課長 豚の流行性下痢、PEDの対応状況についてご報告いたします。

資料は、別刷りの両面コピーした1枚版をごらんください。

まず、1発生状況ですが、1例目は先週12日水曜日に日田市の養豚場で豚流行性下痢PEDを疑う事例が発生し、16日日曜日にPEDと確定をしました。

また、2例目は15日土曜日に竹田市の養豚場で疑う事例が発生し、18日火曜日にPEDと確定したところでございます。

今後の防疫対応ですが、まず発生農場では豚の移動自粛要請や豚舎の消毒等蔓延防止対策を実施するとともに、県内の他の農場等にも消毒の徹底など予防対策に万全を期すよう呼びかけているところでございます。

また、資料の裏にあります感染防止対策パンフレットを県内の農場に配付をいたしまして、特に、車両のタイヤや荷台の消毒に加えて、運転席のフロアマットあるいはシート等トラックの側面についている道具入れについてもしっかりと消毒するよう指導したところでございます。

なお、家畜伝染予防法では家畜が感染したときの影響等を勘案して、患畜、疑似患畜の殺処分や消毒ポイントの設置を義務づける口蹄疫、高病原性鶏インフルエンザなど特定家畜伝染病、患畜の殺処分を要する法定伝染病、そして、殺処分の必要のない届け出伝染病に分類されておりますが、今回のPEDは、この届け出伝染病に位置づけられております。

以上で諸般の報告を終わります。

深津委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

深津委員長 ご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

別に、ないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔工藤農林水産部長挨拶〕

深津委員長 これをもちまして、農林水産部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん大変お疲れさまでした。

〔農林水産部退室〕

深津委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

深津委員長 別にないようですので、最後に、私から一言ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

深津委員長 これをもちまして、委員会を終わります。

どうもご苦労さまでした。